

地域密着型通所介護サービス・日常生活支援総合事業利用料金表

堀川南光風苑(通称 きときと)

令和6年6月1日～

I 通所介護サービス

単位:円

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本 料金	3時間未満	309	356	402	446	494
	3時間以上 4時間未満	422	485	548	608	672
* 2時間～3時間の利用の場合は、4時間～5時間の70%の料金となります。						
* 延べ利用者数の減少が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上の場合、3ヵ月の間は基本報酬の3%分が加算となります。						
加 算 項 目	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	57	併算不可 専従の機能訓練指導員を配置。機能訓練指導員等が、利用者宅を訪問し、ニーズを把握するとともに生活状況を確認。多職種共同でアセスメントを行い、機能訓練計画を作成し機能訓練指導員が直接訓練を実施する。進捗状況の評価を3ヶ月に1回以上実施し、利用者宅を訪問した上で、生活状況を確認するとともに、利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じて機能訓練計画の見直し等を行う			
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	77				
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	月 20	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受ける			
	ADL維持等加算(Ⅰ)	月 30	併算不可 評価対象期間1年間での利用期間が6ヵ月を超えるの方が10人以上の場合で、日常生活動作(ADL値)を6ヵ月毎に測定し、その情報を厚生労働省に提出し当該情報等を活用。前回のADL値を控除して得た値(調整済ADL利得)について、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた方の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上			
	ADL維持等加算(Ⅱ)	月 61				
	科学的介護推進体制加算	月 41	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために情報を活用			
	事業所が送迎を行わない場合の減算	片道 △ 48	利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合			
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に9.2%を乗じた額				

II 日常生活支援総合事業通所型

(総合事業は月単位の料金で、月途中で利用開始または中止や、短期入所等の利用月は基本部分が日割りとなります。)

		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			
基 本	要支援1	1,823	89	介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上の場合	
	要支援2	3,672	178		
加 算 項 目	生活機能向上グループ加算	101	併算不可 ①機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して、利用者ごとに日常生活の自立支援に資する具体的な目標設定した個別計画を作成する ②日常生活に直結した活動項目を複数種類用意 ③適切な規模の小集団で実施し、利用者1人につき週1回以上提供		
	栄養アセスメント加算	51			
	栄養改善加算	203			
	若年性認知症利用者受入加算	243	受け入れた利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供		
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	152	併算不可 利用開始時に口腔機能を把握し、他職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的な記録と評価を行う 口腔機能改善の情報を厚生労働省に提出。当該情報や口腔衛生管理の適切有効な実施に情報を活用		
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	162			
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	6ヵ月毎 20	併算不可 利用開始時及び利用中6ヵ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、その情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供する 栄養改善加算や口腔機能向上加算の対象で、口腔や栄養状態のいずれかの確認し、その情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供する		
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6ヵ月毎 5			
	一体的サービス提供加算	487	①栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること ②利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること		
事業所が送迎を行わない場合の減算	片道 △ 48	利用者の家族等が送迎を行う場合など、事業者が送迎を実施していない場合 【要支援1】376単位の範囲内 【要支援2】752単位の範囲内			
科学的介護推進体制加算	41	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、サービスを適切有効に提供するために情報を活用			
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善のための加算「基本+その他の加算」の料金額に9.2%を乗じた額				

- * 上記料金には、富山市の地域単価10.14を乗じて算出しています。円未満の端数の関係で、請求額に多少の誤差が生じます。
- * 中山間地と定められる地域にお住まいの方に、当事業所の通常の事業実施範囲を越えてサービスを提供した場合、基本料金に5%加算されます。
- * 要介護状態区分に応じた支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。
- * 表記料金は負担割合が1割の場合です。2割や3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

介護サービスを利用した額の合計が利用者負担の上限を超えた場合、申請により超えた額が高額介護サービス費として支給されます。介護保険と医療保険の負担額の総額が限度額を超えた場合、「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

☆ キャンセル料(当日)

1,000円

☆ その他(自費)

1回 3,300円